

令和7年度 第4回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和8年1月7日（水）午後2時

場 所 日野市役所 全員協議会室

出席者 被保険者を代表する委員

加 藤 義 人
安 藤 瑞 孝
岩 田 良 子

保険医又は薬剤師を代表する委員

天 野 尚
西 村 正 智
黒 澤 洋 行

公益を代表する委員

岡 田 じゅん子
須 崎 貴 寛
森 沢 美 和 子

被用者保険等を代表する委員

信 太 広 志

事務局

市民部長 小 林 真
保険年金課長 西 垣 津 有
納税課長 松 井 健 太 郎
健康課長 高 尾 満
保険年金課保険税係長 牧 光 二
保険年金課給付係長 松 井 雄 哉
(書記) 上 村 ゆ り 恵
(書記) 佐 久 間 涼 太

運営協議会

1. 会議録署名委員の指名
2. 議題
審議事項
子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について
(答申)
3. その他、報告事項等について

配布資料

- 令和7年度 第4回日野市国民健康保険運営協議会 次第
- 子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について（諮問）
※第3回運営協議会にて配布
- 子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について（説明資料）
※第3回運営協議会にて配布

当日追加資料

- 影響額のモデルケース
- 【案】子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について
(答申)

令和7年度 第4回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。保険年金課長の西垣でございます。会議に先立ちまして、事務局から連絡事項がございます。会議の議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。マイクをお渡しますので、ご発言のときはお手元にマイクが届いてからお願いしたいと思います。また、議事録については従前の通り、市のホームページに掲載をいたします。それではここからは森沢議長の進行のもと進めさせていただきます。森沢議長よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまより令和7年度第4回日野市国民健康保険運営協議会を開始いたします。皆様のご協力により議事を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。ただいまの出席者は10名で、委員数14名の2分の1以上の出席となっており、定足数を満たしております。これより、協議会規則第12条の規定により議長において会議録に署名する委員の指名をいたします。本日は天野委員と岡田委員をお願いいたします。本日は次第にもあります通り、諮問事項に対する答申が1件となっております。では、次第に従いまして進めさせていただきます。それでは諮問事項であります、子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等についての答申でございます。審議にあたり事務局より前回のおさらいなどがあれば発言を求めます。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。それでは前回、第3回の運営委員会で諮問の際にご説明いたしました内容について、主だったところのみ改めてご説明をいたします。第3回の資料といたしまして、諮問書そして説明資料、カラー刷りA4両面印刷のリーフレット、この3点がございました。本日この3点お持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。それでは、前回の資料をもとに、子ども・子育て支援金制度の概要と制度開始に伴う国民健康保険税率などについて説明をさせていただきました。まず説明資料の1ページ、こちらをお開きください。1、子ども・子育て支援金制度の概要となっております。こちらでは制度の創設や内容についてご説明をいたしました。主な内容といたしましては、まず国が進めるこども未来戦略において、子ども・子育て政策の給付拡大を図ることになったということ、そして少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして制度ができたということ、そしてすべての健康保険者から支援納付金を徴収し、運営の一部に充てることとしたこと、また国民健康保険においては、低所得者に対する均等割の軽減措置と賦課限度額を設ける措置を現行制度に準ずる形で行うということ、そして子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前の子どもにかかる支援金の均等割は10割軽減とすること、また負担額は令和10年度にかけて段階的に改定を行っていくこと、以上、お伝えをいたしました。続きまして2ページでございます。2、子ども・子育て支援金制度廃止に伴う

日野市の国民健康保険税率についてご説明をいたしました。内容としましては、東京都の方針である標準保険料率の採用、そして賦課方式は所得割・均等割の二方式に従って、東京都の示す標準保険料率をもとに被保険者の皆様にご負担をお願いしたいというご説明をいたしました。

その下、3です。子ども・子育て支援金の標準保険料率については、本来であれば、確定係数に基づく標準保険料率を皆様にお示しして諮問答申をいただくべきではありますが、いまだ国から確定係数が示されていない状況であるということ、そして確定係数を待ってから審議すると、条例改正の議案上程を行うことがスケジュール的に困難なこと、そのため、やむなく仮の係数に基づいて東京都が示した標準保険料率でご審議をお願いしたいこと、また仮係数における日野市の標準保険料率は、そちらの表でお示しした通りであること。以上ご説明いたしました。

続きまして3ページです。4、具体的な影響額につきましては①②③、3パターンのモデルケースをご用意し、それぞれの世帯収入金額によって、どのくらいのご負担になるのかについてお示しをいたしました。

最後に裏表紙になります。こども家庭庁が令和3年度実績を用いて、各医療保険ごとに令和8年度から10年度にかけて、医療保険加入者1人当たりの全国平均月額を試算したものになります。試算に使用した数字は古いため、参考として見ていただきたいというものになります。

そして、最後にカラー刷りのA4の両面印刷のリーフレットでございます。こちらもこども家庭庁が制度の周知用ということで作成したもので、皆様からご負担いただいた支援金がどういった事業に充てられるのかというものを表したものになります。説明は以上です。

本日、答申にあたり、ご検討いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局による前回のおさらいが終わりました。前回、A委員より要望があった追加資料について、事務局はご用意がございましたでしょうか。あれば、配布願います。それでは、追加資料について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。前回、追加資料こちら、本日お示しさせていただきました。前回、A委員の方から質問の趣旨といたしましては、先ほどの説明資料にありましたモデルケースにおいて、このモデルケースが最も値上げ幅が高くなる方についてのモデルケースなのかどうか。というご質問がありました。事務局としては、その最も上げ幅が高くなるケースということでお示ししたわけではありませんということで、お答えをさせていただきました。過去の運営協議会でモデルケースとして出させていただいたパターンということでご説明をいたしました。

その後、A委員の方からそれではということで、最も上げ幅が高くなるもの、その属性の方というのはどういうものなのかということがわかるようなものをお示しいただきたいという要望がございました。それをもって本日、追加という形でモデルケースをお示ししたものです。説明するにあたりまして、まず先ほどの説明資料の3ページ、こちらのモデルケースの方をご覧いただきたいと

思います。

①、②、③のモデルケースで色がかかっている最終賦課額のところを見ていただくと、各モデルケースの最下段に当たるところが最も負担額としては大きくなってございます。これは、収入額が高く、そして均等割の軽減がかかっていないという共通点がございまして。そして、真ん中②のモデルケースのように、世帯構成の人数が4人と人数的に多く、そして18歳未満のお子さんがいないという場合、均等割の軽減がかからないため、モデルケースでいうと、この②の最下段の1万5,900円のように、他の①、③と比べまして、負担額が一番高くなっております。このように、収入と世帯構成の人数が多く、かつ全員が18歳以上というのが最も上げ幅としては高くなる属性ということになってきます。

ただ、A委員が求められたのはおそらくですが、そういった趣旨でのご質問ではないというふうに思います。もっと収入が少ないケースではどうなのかということも含んだ上でのご質問かと思ひまして、本日追加のモデルケースとして、様々なケースをお示しさせていただいたところでございまして。お配りしましたこの追加のモデルケース、本日お配りしたものをご覧いただきたいのですが、全部で7パターンございまして。この7パターンですけれども、過去に、A委員の方から国保の税率改定にあたりまして、試算を求められたその条件と同じ設定でお出しさせていただきました。そのため、第3回のモデルケースには無かったシングルマザー世帯について、(6)、(7)のところでお示しをさせていただいております。お示ししましたけれども、収入が多い世帯に比べまして、負担感が重いということではありますが、では果たしてどのケースが最も負担感が多いのかということになりますと、それはなかなか決められるものではないかなというふうに考えております。前回のモデルケースにもございましたけれども、決して収入が多いとは言えない世帯で均等割の軽減措置があったとしても、ご負担はいただくことにはなります。これがこの制度自体が、全世界帯で子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであるということへのご理解をいただければと思います。追加資料の説明は以上になります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、追加資料についてご質問、ご意見がございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。
はい、A委員。

A委員 ご説明どうもありがとうございます。追加のモデルケースのなかで(2)最終賦課額が1万2,300円とお示しいただいていますが、これが説明資料でいう②の4人世帯の場合の給与収入500万円(軽減なし)のところと、同様になるのかなと思うのですが、前回配付いただいた資料では、最終賦課額1万5,900円となっているんですけれども、金額が異なるのは…。私が説明を理解していなかったら申し訳ないんですけど…。

事務局 保険税係長。

議長 保険税係長。

事務局 保険税係長でございます。A委員からのご指摘いただきました点でございます。こちらの今回追加でお配りさせていただいたモデルケースの(2)。今、A委員から言われた4人世帯、世帯主40代、配偶者30代、小学生と未就学児が各1名で給与収入500万円の場合でございますが、こちらは、前回お配りしまし

た資料の3ページ目のケースとしては、③4人世帯の場合の世帯収入、給与収入のみで、こども2名が18歳未満のケースと同一になります。したがって、この前回お配りした説明資料の③の一番下のものと同じケースになります。そうすると金額は同じものとなります。申し訳ございません。よろしく願います。

議長 他にご質問等がございますか。なければ諮問事項の検討、採択に移ります。本日は諮問事項の内容が(1)と(2)と2点ありますので、それぞれ諮問事項に関するご質問、ご意見等をお聞きした上で採択をとりたいと思います。ご質問ご意見、採択の順番で行いますので、ご協力をお願い申し上げます。まずは諮問内容1、日野市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の令和8年度の税率について、ご質問がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

はい。A委員。

A委員 はい。前回の諮問についての議論の際に、これは共助であるというご意見が出たかと思います。今回この諮問を行うにあたっての資料でも強調されているようにこれは分かち合いだと言うことが強調されているかと思います。前提として、国保というのは、社会保障であって、医療保険というのは国がそもそもその責任を負っているということを改めてちょっと確認させていただきたいと思いますが、市の認識はいかがでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。委員おっしゃる形で国民健康保険は日本が誇る国民皆保険制度の基礎となるものでございます。保険医療保険、主に医療保険の分野も国民健康保険は担っている形になりますけれども、お互いに納付金を出し合って運営をしていくという形では、これはもう共助といいますか、分かち合い、助け合いの形での制度というふうに認識をしております。以上でよろしいでしょうか。

A委員 社会保障というのは、医療保険というように保険という名がついていますし、もちろん、共助の面もあるということは理解をいたしますが、基本的にはこれは法律でも位置付けられている通りに、国の責任があるということは、これまでの国保が戦前に旧国保法がスタートして、戦後に旧国保法から新しい国保法になった際に、国の責任が明記された。こうしたことも、明記されたというか、国保ができるまでの様々な国の議論、それから様々な勧告だったりとか、それから法律を制定される間の議論で、やっぱり国保が、国の責任において維持されるべきものだっていうことは位置付けられていると思います。戦前の国保法に書かれていた総務共済の精神という文言が新たな国保法にもなくなっている。そして国が責任を持つ社会保障制度であるということが新しく明記されているわけです。国保法の第4条には、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないとあります。今回議論の中身は、子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率の改定だということ、国民健康保険税率等についてですけれども、これだけの値上げ幅で市民の皆さんの負担が上

がるということであれば、やはり本来であれば国がその分を少しでも、国民の皆さんに負担がないように、本来であれば国が国庫負担を増やすなりして制度を健全に支えるために、国が努力をするべきだと思います。国が行わないのであれば、市町村が市民の皆さんの福祉の増進のために努めなければいけないということが一番の自治体の本分だと思いますので、やはり今回、この金額上乘せする分を日野市が一般会計から繰り入れるということは、必ずしも本来の制度に矛盾することではないのではないのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。まず、この子ども・子育て支援金制度において、令和8年度から10年度にかけて、また段階的に皆さんにご負担いただく金額は上がっていくということは、国から示されているところです。令和10年度時点での話になりますけども、この子ども・子育て支援金制度全体で、3.6兆円の規模が予定されており、その中の1兆円について、皆様にご負担をいただくという形を国は想定をしております。ですので、差し引いて2.6兆円については、国も含めた形の公費負担でこの制度を賄っていくというのがまず1点としてございます。

2点目の被保険者に新たな負担を課さずに市の方で賄うべきではないかという点につきましては、確か、前回第3回するときにも同じようなご意見、ご質問いただいたかと記憶しております。もし、この今回ご負担を皆様にお願いせずに、全額日野市の方で負担をするとすると、その金額としては約1億700万円というのが仮係数における額としては示されております。この金額を市の方で全額賄うとなりますと、本来は国保の特別会計の中でやらなければいけないものを一般会計のお金で賄っていかなければならないとなりますと、本来、一般会計として、他の様々な福祉サービス、市民サービスに充てるべき予定だったお金の1億700万円分が国保の子ども・子育て支援金の方に回ってしまって、本来他でやるべきやることができたであろう事業ができなくなってしまうという点がまず市としては挙げられます。また、これも前回お話させていただきましたけども、国保以外の方達については、それぞれ今入っている医療保険の方で、子ども・子育て支援金制度のお金を負担しておきながら、プラスして、一般会計からこの1億700万円渡すとなると、重ねてその方たちが払った税金の中から払っていかなければいけないという2つの要素があります。

そういったことは、市としては避けるべきであるというのがまず大前提としてございます。また、国民健康保険法の方では、既にこの子ども・子育て支援金制度についての法改正がなされておりまして、そちらの方では保険者が被保険者からこの子ども・子育て支援金制度の負担を行うこと、ということも明記がされておりましてその点、ご承知おきいただければと思います。

議長 はい。他にご質問はございますか。

はい。B委員をお願いします。

B委員 すみません。これ前回もどなたかがご質問されたかと思うんですけどこの制度の市民、或いは国民と言ってもいいかもしれないですけど、周知がどれぐらい進んでいるのかなというのは非常に疑問で、私の周りの方に聞いても4月から

この子ども・子育て支援金制度が始まるということを知ってる方はほとんどいらっしやなくてですね、実際4月1日から始まるわけですから、我々に送られてくる、おそらく納入通知書、国民健康保険の納入通知書のレイアウトですか、仕様も業者におそらくまだ数字は確定してないだけで、事務としてはもうレイアウトを変える、そういうところまでも実務的には進んでるんじゃないかなというふうに大体推測はしているんですけど、これ多分、新しい納入通知書のレイアウトが変わって、新しい納入通知書が送られてきたら相当市民の方から、保険年金課とか納税課なのかちょっとわかりませんが、結構問い合わせの数とかも大変になるんじゃないかという想定されるんですけども、第一義的には国がもうちょっとこれ周知しなきゃいけないわけですけど、日野市としても、これまでどういうふうな周知活動をされてきたのかなっていうところをお伺いしたいと思います。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。この子ども・子育て支援金制度の周知、これまでの日野市として何をやってきたかという点でございます。
この制度自体、今もこの諮問でご審議いただいているとおり、仮係数という状態のまま、なかなか国からも、当初、例えば仮係数を示される時期が昨年の令和7年の8月という話だったのが遅れて11月末ぐらいになったというところもありまして、日野市としましても、国民健康保険の被保険者の方々に対してお示ししたくてもお示しできる情報源である国からなかなかお示しできるだけの材料が、情報が出されてきていなかったということがありまして、市としては現在のところ、この子ども・子育て支援制度に対する周知というのがまだしていないというのが現状でございます。前回もお配りさせていただきました、カラーのリーフレット、こちらが初めて国の方から周知用ということで示されたものとなっております。ですので、まずはこのリーフレットについて、市として周知を行っていくという形です。また、当然のことながら、8年度に入りまして、納税通知書をお送りする際のわかりやすい周知内容でチラシを作成しなければと思ってますし、できる限りの周知方法をとって、広報活動をやりたいと思っております。

議長 B委員

B委員 細かいことなんですけど、基本的に国保のあれって、4月・6月・8月までは仮徴収でそのあとが本徴収だったような。そこの認識をまず聞かせていただいていいですか。

事務局 保険税係長。

議長 保険税係長。

事務局 保険税係長でございます。仮徴収の部分というのが今B委員からご質問ございました。仮徴収というものは今、年金から国民健康保険税をいただいている方について、発生しているものでございます。通常の納付書でお支払いいただいている方につきましては、毎年7月に1年分の税額を確定させて、最初からその

確定金額で納付書をお送りさせていただいて、7月から3月までをお支払い期間としております。

ただ、保険料を年金で天引きされている世帯全員65歳以上の方のみが加入されてるご世帯の方だけは、年金からの天引きという形で4月、6月、8月に仮徴収とという形で、2月に年金の方からいただいた金額と同じ額を仮の金額で徴収させていただきまして、その上で7月にご通知するときに、確定金額から4月、6月、8月の仮徴収させていただいた金額を除いた金額を改めて10月、12月、2月の3回に分けてお支払いいただくような形でお願いをさせていただいている次第でございます。以上でございます。

議長 B委員。

B委員 大部分の方は7月ぐらいにその年度が確定するというので、わかりましたけど、一部の高齢者の年金から特別徴収されてる方に関しては仮徴収と。そうすると、その方たちはこの子ども・子育て支援金の徴収が実際に始まるのは、仮徴収が終わった後の本徴収が開始したときからの徴収になるということでしょうか。

事務局 保険税係長。

議長 保険税係長。

事務局 保険税係長でございます。B委員からご指摘いただきました通り、年金からいただいている方につきましては、4月、6月、8月は法令上、2月の金額と同じ金額を仮でいただいている形になります。ただ、その金額というのは、2月の金額と同じ金額を仮で出しているものでございますので、その年の金額は7月に確定した段階で、4月、6月、8月にいただいた金額は、年間の総金額の6ヶ月分を6で割った金額と比べて必ずしも少ないというわけでもなく、少ない場合もあれば多い場合もある。要は4月、6月、8月で、本来その年にいただく金額の半年分と比べて、多い金額をいただいている場合もあれば、逆に少ない金額いただいている場合もございます。それも踏まえて、7月に年間の確定金額を定めさせていただいて、10月以降の年金からいただくことで精算いただくという形になります。なのでB委員からおっしゃられました通り、子ども・子育て支援金というのは来年の7月にその金額が固まりますので、その部分が最終的な精算額に影響してくるのは10月以降というところは間違いございません。ただ、それ以外の部分の保険料も含めての影響となりますので、必ずしも4月、6月、8月いただいている金額よりも、10月、12月、2月いただいている金額の方が常に多くなるというわけでもなく、逆に常に少なくなるというわけでもないという形になります。以上でございます。

B委員 仮徴収と本徴収の仕組みはわかったんですけど、要は年金から特別徴収されてる方は、子ども・子育て支援金という医療保険分、介護分、後期支援分で今回新たに子ども・子育て支援分っていうのが入って、その本徴収・仮徴収の間は、2月に支払った分がそのまま4月、6月、8月と適用される間は2月分と同額なので、子ども・子育て支援金分というのは当然入っていないという理解でいいということですよ。

事務局 保険税係長。

議長 保険税係長。

事務局 B委員がおっしゃった通り、4月、6月、8月はあくまでも仮の徴収になりますので、7月に子ども・子育て支援納付金も固まって初めて医療分、後期高齢者支援分、介護分、そして新しく入ってくる子ども・子育て支援も含めた総額が出てきますので、その部分を金額確定するのは7月以降という形になります。おっしゃる通りでございます。

議長 他にご質問はございますか。

C委員 なし。

議長 はい。それでは続きましてご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。はい。A委員。

A委員 先ほどの質疑においてご答弁いただきましたけれども、今回の子ども・子育て支援金制度開始に伴って、国民健康保険税率等、改定が行われるとその分の金額というのは1億700万円だということだと言うことですかね。一般会計からの繰り入れは、私は不可能ではないと考えます。今、物価高騰の中で、市民の皆さんの暮らしや子育ての大変さにしっかりと寄り添うということをより優先順位を上げて、きちんとやりくりを行えば、全く払えない金額ではないと考えます。ですので、やはり今回この子ども・子育て支援金制度開始に伴って、この金額を上乗せされますよ、というところについては、法律としてもそれが施行されてしまっているの、そこを反対することはできないんですけども、少なくともそうであるならば、日野市がその分、市民の皆さんに負担をお願いする分を日野市が少なくとも一般会計から繰り入れて、負担をするという形で、市民の皆さんの生活の大変さ、暮らしの大変さにぜひ寄り添っていただきたいということを求めたいと思います。以上です。

議長 はい。C委員。

C委員 子ども・子育て支援金制度は我が国の少子化対策を推進するための重要な施策であり、その財源確保の仕組みとして、国民健康保険の被保険者を含む全世代が公平に負担を分かち合うことは、社会的連帯の観点から、意義深いものであるということを前提とし、子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について、採択すべきという賛成の立場で意見を述べます。まず1点目の日野市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金分の令和8年度税率について大きく3点申し上げます。

1 点目に制度の法的根拠についてということで、子ども・子育て支援金制度は、子ども未来戦略加速化プランに基づき、令和8年4月1日から施行されることが法律で規定されており、児童手当の拡充や有給給付の手取り10割相当への拡充など、子育て支援策の財源としてすべての世代、企業から拠出されることが予定されております。自治体としてこの法定義務を履行することは当然の責務であると考えます。

2 点目に、東京都標準保険税率に基づく算定の適正性について、でございます。東京都が確定係数における事業費の納付金の額により算定をし、示す標準保険

税率に基づく税率設定は、専門的かつ客観的な算定根拠に基づくものであり、都内、市町村間での統一性公平性が担保されておるかと思えます。日野市がこれに従うことは合理的であると考えます。

3点目に段階的導入による配慮について、でございます。令和8年度の支援金総額は約6,000億円とされ、令和9年度約8,000億円、令和10年度約1兆円という段階的な導入計画が想定されております。初年度においては、最も低い水準から開始するというので、急激な負担増を避ける制度設計となっており、被保険者への配慮が認められます。

以上の理由から令和8年度における子ども・子育て支援納付金分の税率を東京都の標準保険税率に基づく額とすることは妥当であると判断いたします。以上でございます。

議長

はい。他にご意見はよろしいでしょうか。

はい。他にご意見がなければ意見を終結させていただきます。本件、(1)日野市国民健康保険における子ども・子育て支援給付金分の令和8年度の税率について採決をいたします。本件について諮問内容の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。

－ 賛成委員の挙手 －

賛成多数であります。よって、本件は諮問内容の通り答申することに決しました。

続きまして、諮問内容(2)令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問答申について、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

－ 質問者なし －

それでは続きまして、ご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。はい。C委員。

C委員

(2)の令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問答申について大きく2点申し上げます。

1点目に算定基準の明確性と客観性について、でございます。令和9年度以降についても、東京都の方針に従い確定係数による標準保険税率に基づいた額にて毎年度徴収を行うこととされており、この算定基準は明確かつ客観的であり、専門的な知見に基づいた適切な算定方法が確立されております。

2点目に透明性の確保について、でございます。諮問答申を行わないものの、毎年度の意見聴取は実施されることから、協議会への情報共有は継続され、必要に応じて質疑や意見表明の機会は確保されることが想定されます。従って透明性や民主的プロセスが損なわれることはないと考えます。

以上の理由から、令和9年度以降の子ども・子育て支援交付金の税率変更については、本協議会での毎年度の諮問答申を行わず、意見聴取のみとすることは合理的であると判断いたします。

なお、今後の制度運用にあたっては、被保険者への丁寧な説明と周知を行うとともに、社会保障歳出改革による負担軽減効果が確実に実現されるよう、国及び東京都の動向を注視し、市として協議会の意見も踏まえながら、必要に応じて適切な意見を述べていくことを求め、賛成の意見とさせていただきます。

議長 他にご意見がなければ意見を終結させていただきます。それでは本件、(2) 令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問答申について採決をいたします。本件について諮問内容の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。

－ 賛成委員の挙手 －

賛成多数でございます。よって本件は諮問内容の通り答申することに決しました。

それでは諮問事項(1)、(2)の採決が終了いたしましたので、具体的な答申内容の検討に移ります。これまでの議論を踏まえ、事務局に答申案の用意はございますでしょうか。あるようでしたら配布を願います。

それでは答申案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 保険年金課長。

議長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。今皆様にお配りさせていただきましたのが答申案でございます。見ていただきますと、まず1つ目、日野市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金分の令和8年度の税率についてということで、先ほど採決いただきましたとおりの記載になっております。内容といたしましては、日野市国民健康保険税(子ども・子育て支援納付金分)の税率は国の示す確定係数における事業費納付金の額により東京都が算定し、日野市に示す標準保険料率に基づく額とする、といたしました。

続きまして2つ目の諮問内容でございます。こちらは令和9年度以降のお話です。令和9年度以降の子ども・子育て支援交付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問・答申について、ということです。先ほど採決いただきました通りの内容となっております。読み上げますと、日野市国民健康保険税(子ども・子育て支援納付金分)は、標準保険料率に基づいた額にて、毎年度徴収を行うため、本会での毎年度の諮問・答申の場は設けず、意見聴取の場のみ設けることとする、とさせていただきます。以上、ご確認よろしくをお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。答申案について、ご質問・ご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

－ 質問・意見者なし －

はい。無ければ、本件について採決をいたします。本件について、答申案の通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

－ 賛成委員の挙手 －

はい。賛成多数であります。よって、答申案の通り答申することに決しました。それでは、子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等についての件を終了いたします。その他事務局から報告事項、連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 給付係長。

議長 給付係長。

事務局 給付係長でございます。次回の開催についてですが、例年2月ごろ、八王子・町田・多摩・稲城・日野の5市で構成される多摩南地区国民健康保険運営協議会会長会というものがあまして、各市持ち回りで国保・医療に関する専門知識を持った講師を招いて、講演会というものを開きまして、委員の皆様のうちご参加いただける方については本会の一環として、例年ご参加いただいておりますが、ここで今年度の開催市である町田市より、今年度の講演会は講師の調整が困難であり、中止をする旨連絡がございましたので、今年度は例年2月の本会の開催はございません。

つきましては令和7年度の日野市国民健康運営協議会につきましては、今回の開催が最後となります。令和8年度の第1回の開催時期につきましては、今年度と同じく6月頃を予定しておりますが、また日程が決まり次第通知をさせていただきます。

本年度は皆様ご多忙のところをお時間確保いただき、本会にご参加いただき誠にありがとうございました。来年度も引き続きどうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

議長 委員の皆様のその他の事項でも全体の通しでも構いませんので、何かございますでしょうか。はい。ないようですので、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。これにて令和7年度第4回日野市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。